



～ 農地を適正に利用されていますか？ ～

農地の利用方法については制限がある事をご存じですか？

【農地転用とは？】

農地を農地以外の用途で使うことです。
建物の建築だけでなく駐車場や資材置場、植林なども同様です。

一時的に資材置場や駐車場などとして利用する場合も転用になります。
農地転用する場合は、県への申請手続きが必要です。

※農地ではないと思っても、登記上の地目が「田」や「畑」である場合は、同様に手続きが必要です。

田・畑

申請

自己用住宅
駐車場
資材置場など

【違反転用とは？】

「許可を受けずに農地転用した場合」は、**違反転用**となり農地法に違反することになります。

違反転用が確認された
場合の措置として

工事の中止や農地への原状回復などの
命令措置

従わない場合

農地の転用を考えている
場合、また、その他農地に
関することについては、
農業委員会へ、まずご相談
ください。



個人は「3年以下の懲役または300
万円以下の罰金」、法人は「1億円以
下の罰金」が科せられる場合もあ
ります。

●問合せ 農業委員会事務局 ☎75-4976



ストップ！農作業事故



事故は影響の少ない方から、ヒヤリ・ハッと、軽傷、重傷、死亡と分類できます。危険が迫りつつあるときに早く認識し回避したことによって無傷で済むのがヒヤリ・ハツとで、ヒヤリ・ハツとを減らすことが重傷・死亡の軽減につながります。

皆さんが日常的に体験しているヒヤリ・ハツとをご家族や地域の仲間に報告・情報交換することで、共通の危険性を共有でき、再発防止のヒントが生まれます。危険を予知予測し、事故の芽を摘む行動に取り組みましょう。



断酒会8月開催日のお知らせ

お酒を断めようと思っても断められない方、お酒の異常飲酒でお困りの家族の方、断酒会に参加して一緒にお酒を断めましょう。

■ 浮羽断酒友の会 19:00～
3日・17日（火）うきは市民センター

【問】中野 淳一 ☎090-3605-6724

■ 浮羽断酒会 20:00～
2日・16日・30日（月）総合福祉センター
23日（月）朝倉市総合市民センター

【問】田中 義嗣 ☎0943-72-2890